

小さい企業でも安心！事業再生の新手法

「特定調停」

なら

企業と経営者の借金問題を
まとめて解決できます！

◆小規模零細企業の再生・整理に適した手続と費用

小規模零細企業が利用しやすく簡便で経済的な負担も比較的少ない手続（破産や民事再生での予納金が不要）です。

◆金融機関だけを相手にできる

取引先を巻き込まずに事業再生ができます。

◆経営者保証ガイドライン※にも対応

会社と一体または個別に経営者保証ガイドラインに基づく連帯保証債務の整理ができます。

●同ガイドラインでは、事業再生を行って金融機関への債務返済を進めるなどの一定の条件を充たした時に、経営者保証人に一定の資産を残して保証債務を免除する途を認めています。



※「経営者保証ガイドライン」とは

中小企業の経営者保証に関して、契約時及び履行時等における中小企業、経営者及び金融機関の対応について、中小企業団体及び金融機関が自主的に遵守することが求められる準則です。

特定調停とは？

事業のために借入が増えたが思うように利益が上がらないなど、金融機関に対する返済が困難となつた際に、金融機関からの借入債務の整理を行うために裁判所で行う調停（話し合い）の手続です。

特定調停スキームとは？

主に中規模以下の中小企業の事業の立て直しを支援するため、最高裁判所、経済産業省中小企業庁と協議し、日本弁護士連合会が手引きを策定し通用がされています。

特定調停スキームの特徴

◆裁判所による手続

- ・全国各地で利用可能
- ・非公開手続
- ・手続の公平性・透明性



◆手続費用が低廉

- ・申立て費用が民事再生等に比べると比較的低廉
- ・経営革新等機関を活用し、弁護士費用等の補助を受けることが可能

◆企業の抜本的な再生

- ・借入債務（信用保証協会付債務も含む）の免除を受けられる可能性
- ・経営者保証ガイドラインの活用により保証債務の同時整理が可能

このような方にお使いいただけます

- 今まさに資金繩りに苦しんでいる中小企業
- 金融機関から新規借り入れを断られ、返済猶予をしなければ資金繩りが回らなくなる中小企業
- 金融機関に対する連帯保証債務が重いため、抜本的な経営建て直しや事業継承などを迷っている中小企業の経営者



相談から特定調停の選択、解決までの流れ

弁護士へ相談

金融機関と経営改善に向けた協議

税理士・会計士による協力、デューデリジェンス

弁護士が経営改善計画を金融機関へ提案

計画の合意の見込みを得て裁判所へ申立

調停成立 企業の再建



身近に相談できる弁護士がいない方は…
こちらにお電話ください。お近くの弁護士が御相談にのります。

相談のお申し込みは……日弁連の公式サービスひまわりほっとダイヤルへ



初回面談30分無料！ ※一部の地域を除きます。

全国共通 専用ダイヤル 0570-001-240

※通話料がかかります。※一部のIP電話からはつながりません。

受付時間●
月曜日～金曜日(祝日を除く)
午前10時～午後4時
(正午から午後1時までを除く)

webページからもお申し込みができます。

<http://www.nichibenren.or.jp/ja/sme/>